

革新的技術開発・緊急展開事業  
(うち経営体強化プロジェクト)  
実施要領

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)

## 目 次

I	事業の概要	
1.	事業の趣旨	1
2.	事業内容	1
	(1) 研究内容	1
	(2) 研究目標	1
	(3) 研究実施期間	1
	(4) 委託研究費限度額	1
3.	研究分野	1
4.	研究実施要件	2
5.	「研究ネットワーク」との連携	2
6.	コンソーシアム間の連携	2
7.	「知」の集積と活用「産学官連携協議会」との連携	3
8.	地域戦略プロジェクトから発展した試験研究	3
9.	AI・IoT・ロボット技術・ICT等の活用	3
10.	農林水産物・食品の輸出力強化	3
11.	農業研究者リストへの登録	3
II	事業実施関係	
1.	事業の実施・推進	5
	(1) 試験研究計画の構成と研究実施体制	5
	(2) 試験研究計画の作成	6
	(3) 委託契約の締結	7
	(4) 研究の運営・進行管理	7
2.	研究成果の報告・普及等	9
	(1) 研究成果報告書の提出	9
	(2) メディア、学会、シンポジウム等における発表	10
	(3) アウトリーチ活動	12
	(4) 生研支援センター主催の発表	12
	(5) 研究終了後のフォローアップ調査	12
3.	研究評価	12
	(1) 基本的な考え方	12
	(2) 評議委員会の構成	13
	(3) 評価方法等	13
4.	事業実施期間終了後の責務	13
5.	その他	14
	(1) 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBI R）	14
	(2) 動物実験等に関する対応	14
III.	提出書類の様式等	14
IV.	契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い	14
別紙 1	経営体強化プロジェクトにおいて公募する研究課題の内容と目標	16
別紙 2	経営体強化プロジェクトにおける農林漁業経営体の定義	71
別紙 3	経営体強化プロジェクト（平成 29 年度補正予算）における生産者の定義	72

# I 事業の概要

## 1. 事業の趣旨

平成27年10月にTPP交渉が大筋合意したことに伴い、新たな国際環境の下で、我が国農林水産業・食品産業が持続的に維持・発展するためには、農林水産業の現場で求められている農林水産物・食品の輸出や外国産との差別化、現場の更なる生産性の向上等を可能にし、農林漁業経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装することで、農林漁業経営体の技術力を向上させることが重要です。国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、平成28年度補正予算で措置された「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」により、国が定めた技術戦略に即した開発目標に向かって、研究勢力を結集し、農林漁業経営体の参画の下、現場での技術実証を踏まえた実証研究を行います。

## 2. 事業内容

### (1) 研究内容

生産性向上や差別化、輸出など、国が定めた技術戦略に即した開発目標（別紙1）に沿って、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等が総力を結集して実証研究を行うものであり、「地域の競争力強化の方針（地域戦略）」と「地域戦略の実現に必要な技術体系の開発計画（研究計画）」を一体的に策定した「地域戦略・研究計画」に取り組みます。

加えて、農林水産業の現場ニーズに沿った実証研究とするため、また、農林漁業経営体の技術力を強化するため、研究の目標を明確にするとともに、農林漁業経営体の参画を得た上で、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は、農林漁業経営体等の経営の中、加工・流通に関する技術開発を行う場合は実際の加工・流通の現場）で実証研究を行います。

実証研究の実施場所（研究・実証地区）については、基本的には参画する農林漁業者のほ場等で実施しますが、確立する技術体系が地域戦略の対象地域に速やかに普及できるよう、適切に設定します。

### (2) 研究目標

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、農林漁業経営体などがこれまでの導入前の技術体系と比較して、生産費の低減、所得の増加、輸出額の増加等が可能となるような目標を設定するとともに、目標については、その算定根拠・方法を明示します。所得に関する目標について、生産段階のみならず、具体的根拠が示せるのであれば、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮することも可能です。

### (3) 研究実施期間

研究実施期間は、原則として契約締結時から平成32年3月末までです。ただし、委託契約については、毎年度行います。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

### (4) 委託研究費限度額

別紙1のとおりです。ただし、特段の理由がある場合には、理由及び用途を明記した上で限度額を超えて委託契約を締結することは可能です。

## 3. 研究分野（対象とする作目別技術体系）

- ① 水田作
- ② 畑作・地域作物
- ③ 野菜・花き
- ④ 果樹
- ⑤ 畜産
- ⑥ 林業・鳥獣害

## ⑦ 水産業

### 4. 研究実施要件

本研究の実施に当たっては、以下の要件があります。

- ① 「総合的なT P P 関連政策大綱」に基づく攻めの農林水産業への転換に必要な実証研究であること。
- ② 別紙1において提示されている技術課題の実証研究であること。
- ③ 研究機関、地方公共団体、農林漁業経営体、民間企業等により研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構成すること。

※研究コンソーシアム：別に定める「委託業務研究実施要領 ～事務処理関係編～」のⅡの2の（1）の①を参照してください。

- ④ コンソーシアムには、農林漁業経営体（別紙2で定める者）が必ず参画すること。
- ⑤ 研究グループには、原則として、地方公共団体（行政又は普及組織のいずれか、もしくは両方）が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。  
ただし、農林漁業者団体等を単位とする地域戦略を策定する場合であって、当該農林漁業者団体等が技術体系の普及に取り組む場合は、地方公共団体の代わりに農林漁業者団体等の参画（協力機関としての参画を含む。）で可とします。

※協力機関：別に定める「委託業務研究実施要領 ～事務処理関係編～」のⅡの2の（1）の⑤を参照してください。

- ⑥ 社会実装を図る技術の内容（機械・プログラムの開発等）に応じて、研究グループには、原則として、市販化を担当する民間企業が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。なお、「平成29年度補正予算「経営体強化プロジェクト」において公募する研究課題の内容と目標」の（2）、（4）、（8）のア）、（8）のイ）及び「平成29年度補正予算「経営体強化プロジェクト」において追加公募する研究課題の内容と目標」の（2）の研究課題については、研究コンソーシアムに市販化を担当する民間企業等が参画すること。
- ⑦ 研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備すること。
- ⑧ 「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）」、「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」等、実証研究・実証事業等（他省庁の事業等を含む。）で実施した実証研究等の成果を活用して応募する場合にあっては、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理・提示すること。

### 5. 「研究ネットワーク」との連携

より効果的・効率的な技術開発を推進するため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、作目や分野ごとの研究ネットワークの形成を推進しています。本事業では、研究ネットワークへ参加いただく場合があります。また、研究ネットワークから提案されたものは、研究の進捗状況の共有及び研究ネットワークにおけるノウハウの蓄積のため、年に1～数回程度の検討会を実施します。

なお、本プロジェクトの平成28年度補正予算における採択課題については、研究ネットワークから立ち上げられたコンソーシアムが研究を実施する場合、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネットワーク内の意見交換のための経費等を配分します。

### 6. コンソーシアム間の連携

効果的・効率的な技術開発を推進するため、関連の強い複数のコンソーシアムが共同して技術開発を進めることが適当と認められる場合には、当該複数のコンソーシアムの連携を図っていただく場合があります。

## 7. 「知」の集積と活用 の場 産学官連携協議会との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み（「知」の集積と活用 の場）づくりを進め、平成28年4月に「「知」の集積と活用 の場 産学官連携協議会」（以下「産学官連携協議会」という。）を立ち上げています。本事業の実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

農林水産技術会議事務局では、産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームの形成を推進しています。本事業で採択された提案で研究領域に合致するものについては、該当する研究開発プラットフォームへ積極的に参加いただき、研究代表者と研究開発プラットフォームのプロデューサー人材との意見交換等を通じてコンソーシアムの更なる研究開発の加速化を図っていただくことについて御協力をお願いすることとしています。

○「知」の集積と活用 の場産学官連携協議会の会員募集等について

<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

## 8. 地域戦略プロジェクトから発展した試験研究

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）第1回公募実証研究型の試験研究のうち、研究目標及び内容に研究項目を追加（ただし、国が定めた技術戦略に即した開発目標（別紙1 平成28年度補正予算「経営体強化プロジェクト」において公募する研究課題の内容と目標）に記載されている技術課題に限る。）するなど発展させた試験研究として、本プロジェクトの要件を満たし採択されたものは、原則として本事業の研究目標を達成するとともに、地域戦略プロジェクトの研究目標を継承し、達成する必要があります。

## 9. AI・IoT・ロボット技術・ICT等の活用

AI・IoT・ロボット技術・ICT等に関する課題の運営・実施に当たっては、平成28年1月29日に開催された第4回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組む課題について（案）」及び平成28年11月9日に開催された第5回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「人工知能やIoTによるスマート農業の加速化（案）について」を参考にしてください。

また、内閣官房情報通信技術総合戦略室では、関係府省と連携して、農業情報化に関する個別ガイドライン及び農業ITサービス標準利用規約ガイドを策定・公表しておりますので御活用ください。

○ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組む課題について（案）

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_smart\\_nougyo/pdf/02\\_kadai.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/pdf/02_kadai.pdf)

○人工知能やIoTによるスマート農業の加速化について（案）

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_smart\\_nougyo/attach/pdf/kenkyu\\_kai05-6.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/attach/pdf/kenkyu_kai05-6.pdf)

○農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（本格運用版）

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousagyoun\\_guideline.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousagyoun_guideline.pdf)

○農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン（本格運用版）

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/kankyou-jouhou\\_guideline.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/kankyou-jouhou_guideline.pdf)

○農業ITシステムで用いる農作物の名称に関する個別ガイドライン（試行版）

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousakumotsu\\_guideline.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousakumotsu_guideline.pdf)

○農業情報のデータ交換のインターフェースに関する個別ガイドライン（試行版）

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/interface\\_guideline.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/interface_guideline.pdf)

○農業ITサービス標準利用規約ガイド

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/ITservice\\_guide.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/ITservice_guide.pdf)

## 10. 農林水産物・食品の輸出力強化

農林水産物・食品の輸出に関する課題の運営・実施に当たっては、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月29日）及び「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ」（平成26年3月19日）及び「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日）に沿ったものとなる

よう配慮してください。

○農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

[http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu\\_hinmokubetsu\\_senryaku.html](http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html)

○農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/butsuryu.html>

○農林水産物の輸出力強化戦略

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html>

#### 1 1. 農業研究者リストへの登録

技術的問題の解決に向けて最新の技術や研究成果を活用したいという農業生産現場からの要望に応えるため、農林水産技術会議事務局では、大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の情報（研究機関名、氏名、研究対象の作物・畜種、連絡先、研究成果に関するインターネット掲載情報等）を整理したリストをまとめ、平成28年8月からホームページに掲載しています。

(<https://mieruka.dc.affrc.go.jp/>)

経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装するという本プロジェクトの趣旨に鑑み、本プロジェクトのコンソーシアム参画者のうち大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の方は、上記URLのページから当該リストに積極的に御登録ください。

本プロジェクトに採択された場合は、コンソーシアム参画者のうち大学・都道府県・国の農業研究者の方に上記リストに必ず御登録いただくこととしております。

## II 事業実施関係

### 1. 事業の実施・推進

#### (1) 試験研究計画の構成と研究実施体制

##### ① 試験研究計画の構成

試験研究計画の内容を研究項目毎に構成し、そのうち一番大きな区分を「大項目」、次に大きな区分を「中項目」と呼び、研究項目毎の目標を明確にした計画を作成します。

##### ② 研究実施体制

研究目標を達成するために必要な人員（研究実施者、研究補助者及び事務担当者等）の確保を図り、研究実施体制を整備してください。

コンソーシアムは、研究代表機関（以下「代表機関」という。）に試験研究計画の責任者である研究代表者及び経理統括責任者を、構成員毎に責任者として研究実施責任者（研究実施者のうちの1名、普及担当機関では実施責任者という。）及び経理責任者を配置してください。

なお、本事業による賃金・旅費等の支給には、当該年度の試験研究計画書に記載されている人員であることが必要です。

##### ア 研究実施者

(ア) コンソーシアムに参画している構成員又は単独機関（以下「受託機関」という。）の研究活動（研究の補助は除く）に実際に従事しており、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者、すなわち、与えられた研究項目の遂行能力があり、目標達成が期待できる等、自立した研究実施者としての能力を有する者です。

(イ) 当該研究の実施に必要なエフォートを有し、そのエフォートを本事業に投入できる常勤の研究者やポストドクターを基本とします。

(ウ) 担当課題において研究又は経理の不正が発覚した場合、応募制限等の罰則を受ける対象となります。

##### イ 研究補助者

(ア) 研究実施者の指導に従って、研究実施者が担当する研究の補助的な作業（実験補助、研究材料の維持・管理、データ整理等）を行う者です。

(イ) 当該研究の実施に必要なエフォートを有し、そのエフォートを本事業に投入できる者を基本とします。

##### ウ 事務担当者

研究活動を支援する事務的な作業（消耗品の購入手続き、機器等の維持・管理、経理事務等）を行う者です。

※エフォートの定義：「研究実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## 【コンソーシアム方式の場合】

### 試験研究計画

- 構成員 A (代表機関) 責任者：研究代表者 a、経理統括責任者 b (事務担当者：i、ii)
  - 大項目 1
    - 中項目 1 (研究実施者：c、d、研究補助者：ア)
    - 中項目 2 (研究実施者：e、f)
- 構成員 B (共同研究機関) 責任者：研究実施責任者 g、経理責任者 h、(事務担当者：iii、iv)
  - 大項目 1
    - 中項目 1 (研究実施者：i、j、研究補助者：イ)
    - 中項目 2 (研究実施者：k、l)
- 構成員 C (共同研究機関) 責任者：研究実施責任者 m、経理責任者 n
  - 大項目 2 (研究実施者：o)
- 構成員 D (普及担当機関) 責任者：実施責任者 p、経理責任者 q
  - 大項目 3 (研究実施者：r、s)
  - .....
  - .....

- (注) 1 委託契約は、コンソーシアムの代表機関である A 機関と生研支援センターとの間で締結します。  
2 構成員には代表機関も含まれます。

### ③ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究所等について

- ア コンソーシアムの構成員に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」）に所属する研究所等が参画する場合の当該研究予算については、別途予算措置しているので、生研支援センターから農研機構に所属する研究所等の委託費は、原則として支出しません。
- イ 当該研究所等が購入した機器等の帰属、当該研究所等が実施した研究開発の成果等、「IV 契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い」による手続きについては、本実施要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。詳細については農研機構本部にお問い合わせください。

### (2) 試験研究計画の作成

研究代表者は、研究の効率的・効果的な進行管理のため、採択時に付帯条件等が示されていれば当該条件等を反映した上で、研究実施期間全体を網羅した試験研究計画案を作成し、生研支援センターに提出していただきます。試験研究計画案には、研究の達成目標、年度計画、研究体制等を記載してください。作成された試験研究計画案は、必要に応じてヒアリングを行いますので、生研支援センターの指示のもとに対応してください。ヒアリングを踏まえ、生研支援センターの指示のもとに修正を行い、試験研究計画を確定するとともに、「委託業務研究実施要領～基礎的研究業務勘定～」(以下「委託業務研究実施要領」という。)の「II 契約事務関係」の「委託試験研究実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を作成して、生研支援センターに提出してください。

2年度目以降は、生研支援センターの指示に基づき、原則として、前年度の研究成果の評価を踏まえ、次年度の試験研究計画の検討を行い、試験研究計画書を修正し、次年度の試験研究計画を確定するとともに、実施計画書を作成し生研支援センターに提出してください。なお、試験研究計画の作成に当たっては、必要に応じてヒアリングを行いますので、生研支援センターの指示のもとに対応してください。

年度途中等で、実施計画書の変更が必要になった場合には、委託業務研究実施要領のIIの「5. 契約書別紙「委託試験研究実施計画書」の変更」を参照して必要な変更手続きを行ってください。また、実施計画書に記載していない事項について変更が必要となった場合には、「試験研究計画書の変更届(様式Ⅲ-12-②)」にて生研支援センターへ報告してください。

本事業は生研支援センターと代表機関等との間の委託契約に基づき、実証研究等を委託するものです。従って、研究代表者は、試験研究計画に沿って研究を実施してください。なお、基本的には年度

内での実施計画書の変更が生じないよう、十分な検討を行って試験研究計画を作成してください。

### (3) 委託契約の締結

生研支援センターは、代表機関等との間で委託契約を締結します。コンソーシアムの構成員との契約は行いません。

委託契約の締結日以後に発生した経費であって試験研究計画の内容に合致した経費が試験研究に係る委託経費の対象となります。

次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。

ただし、次年度の委託経費の契約については、次年度の試験研究計画が定まった後に確定することになりますが、この契約締結日以前であっても、4月1日以降に発生する次年度の試験研究に係る経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託経費として計上することを可能とします。この場合には前年度の研究成果の評価による付帯条件等を踏まえて作成する試験研究計画に基づき、研究を実施していただきます。なお、仮に契約締結に至らない場合には、4月1日以降に使用する経費は受託機関の自己負担となることがありますのでご注意ください。

### (4) 研究の運営・進行管理

生研支援センターは、評議委員会における評価結果及び運営管理委員会による運営管理の方針を踏まえて、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう、以下のように、運営・進行管理を実施します。

#### ① PD、PD補佐、体系PO及び専門PO等の配置

##### ア PD

生研支援センターは、事業の執行及び②のイに記載している執行委員会を統括する責任者として、PD（プログラム・ディレクター）を配置します。

PDは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、必要に応じて専門PO（プログラム・オフィサー）を通じて研究の進捗管理、指導等を行います。

##### イ PD補佐

必要に応じて配置し、PD補佐は、PDが統括する本事業全体の執行に係る事項について補佐します。

##### ウ 体系PO

各研究分野の円滑な推進のために体系POを配置します。体系POは、専門PO及び生研支援センターからの情報提供、3の担当する研究分野の体系別検討会における報告をもとに研究の進捗状況等を把握し、研究分野全体の視点から試験研究計画の相互の協力や調整、試験研究計画の推進等に関する指導・助言を行います。また、体系別検討会の取りまとめを行い、執行委員会等にその内容を報告します。なお、体系POは、必要に応じて、代表機関等が開催する諸会議に参加することができます。

##### エ 専門PO

試験研究計画の進行管理については、試験研究計画毎に、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する専門POを配置して行います。研究代表者は、執行委員会の指導の下、専門POと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等を行っていただくこととなります。

専門POは代表機関等が開催する、①毎年度の設計検討会、②現地検討を含む中間検討会、③成果検討に係る成績検討会等に参加し、試験研究計画の研究推進に関する指導・助言を行います。

専門POは、年度末の成績検討会等に参加した場合は「試験研究計画別成績検討会報告票（様式Ⅱ-7）」、年数回程度開催される計画検討会及び中間検討会等に参加した場合は「試験研究計画別各種会議報告票（様式Ⅱ-8）」を作成し、研究代表者、体系PO、生研支援センターに送付してください。

#### ② 研究進行管理に係る会議の設置

生研支援センターは、「3. 研究評価」に記載されているとおり、評議委員会を毎年度、研究分野毎に開催し、各試験研究計画の評価を行います。その結果を踏まえて、生研支援センターは以下のとおり、運営管理委員会、執行委員会、体系別検討会を開催します。また、研究代表機関等は、①毎年度の設計検討会、②現地検討を含む中間検討会、③成果検討に係る成績検討会等を開催します。これらを通じて研究の効率的な推進を図ります。

#### ア 運営管理委員会

生研支援センターは、研究分野毎の評議委員会における評価結果等を踏まえ、事業全体の基本方針の決定、重要事項の方向付けを審議するため、研究や行政の有識者からなる運営管理委員会を開催します。なお、運営管理委員会には評議委員会の意思を適切に反映するため、評議委員の一部を構成員に含めることができますものとします。

#### イ 執行委員会

生研支援センターは、評議委員会における評価結果や運営管理委員会の事業全体に係る基本方針等に沿って、本事業の円滑な運営を図り、運営に必要な事項を審議するため執行委員会を開催します。執行委員会は、PDを委員長とし、PD補佐、体系PO、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課職員等により構成します。

- ・全体の運営方針を踏まえた対応の検討
- ・研究の進捗状況、成果の把握
- ・実施期間全体及び毎年度の試験研究計画の指導
- ・試験研究計画の相互の協力・連携方法の検討

等を行い、審議内容及び決定事項を運営管理委員会に報告します。

#### ウ 試験研究計画別の研究推進に係る諸会議

##### (ア) 代表機関等が主催する会議

代表機関等は、担当する試験研究計画の推進を図るため、①毎年度の設計検討会、②現地検討を含む中間検討会、③成果検討に係る成績検討会等を開催してください。

参集範囲は、研究実施者、専門PO、生研支援センター職員、農林水産省職員等、研究代表者が必要と認めた者とし、会議を開催される場合には、開催要領等の資料(開催会議の名称、日時、場所、出席予定者が記載されているもの)と、専門POの出欠を2週間前までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(E-mail:kakushin\_keieitai@maff.go.jp)及び生研支援センターにメールでご連絡ください。

なお、代表機関等が主催する会議について開催に必要な経費(会場借料等)については、委託経費の中で手当していただきます。専門PO、その他生研支援センターが必要と認めた者に係る旅費等についても委託経費で負担してください。

研究代表者は会議開催後に専門POが作成する会議等報告票を踏まえて研究を推進してください。

##### (イ) 体系別検討会

生研支援センターは、研究代表者による研究成果の報告に基づき、研究分野毎の検討会を、毎年度末に開催し、体系内の試験研究計画に関する成果報告及び次年度の試験研究計画案を検討します。体系POは検討会の進行を担当するとともに、担当の技術体系についての検討会の取りまとめを行います。また、試験研究計画の相互の協力や連携について研究代表者と協議します。なお、諸会議の効率的な推進のため、体系別検討会における研究代表者からの研究成果報告を評議委員会における研究代表者の成果発表と兼ねて実施することができるものとします。従って、参集範囲は体系PO、研究代表者、研究実施責任者、その他生研支援センターが必要と認めた者とし、併せて、評議委員を招集することができるものとします。

#### ③ 定例報告

研究代表者は、本事業全体の効率的・効果的な進行管理に資するため、生研支援センターが定める所定の様式「試験研究計画別進捗状況の定例報告」(様式Ⅱ-9)を用いて3ヶ月毎に試験研究計画の進捗状況の報告を生研支援センター及び専門POに提出してください。

提出期限は、3ヶ月毎の次の月の5日とさせていただきます。5日が土日、祝日となる場合には、そ

の次の月曜日とさせていただきます。

#### ④ 実地調査

生研支援センターは、必要に応じて、研究の実態を把握するための現場における購入備品の利用状況、ポストドクター及び研究補助者の雇用状況等に関する調査を実施し、研究代表者等に指導・助言を行います。

#### ⑤ 研究機関等は、事業実施期間中において、本事業に参画する地方公共団体や農林漁業者等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等を含めた不断の対応を行うなど、地域戦略の実現に向けた積極的な取組を行ってください。

## 2. 研究成果の報告・普及等

### (1) 研究成果報告書の提出

#### ① 基本的な考え方

研究代表者は研究実施者の研究成果を取りまとめた上で、研究成果報告書（付属書類を含む。）を作成してください。作成に当たっては、評議委員会の評価結果等への対応状況を明記してください。研究成果報告書等の作成及び提出については、生研支援センター等から指示します。なお、事業実施期間終了時（終了した日が属する年度）から5年間は研究成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

本事業の研究成果とする論文や特許等は、以下の要件を満たす必要があります。

#### ア 論文等

- ・ 「研究成果発表事前通知書」（様式Ⅱ－2又は3）を提出しているもの。
- ・ 謝辞等に「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」による成果である旨の記載があるもの。
- ・ 印刷等公表されているもの又は掲載を受理されているもの。

#### イ 特許等

- ・ 「特許権等出願通知書」（様式Ⅳ－3）を提出しているもの。

#### ② 研究実施年度に応じた研究成果報告書

##### ア 単年度（研究実施最終年度を除く）

研究代表者は、専門P O及び体系P Oの指導の下、当該年度における研究の実施状況及び研究成果、次年度の試験研究計画、研究成果発表の実績、特許権等の取得状況等について取りまとめた研究成果報告書を生研支援センターへ提出してください。当該報告書に基づく研究成果については、生研支援センターの指示により、研究成果の評価を行う評議委員会や体系別検討会において報告を行っていただきます。

なお、本資料は、評議委員会による単年度評価の資料とし、非公開とします。

また、当該年度の研究成果については、研究成果報告書提出後の成果や研究進行に係る諸会議での指摘事項を踏まえて、研究成果報告書を修正し、生研支援センターの指示に基づき再提出してください。

##### イ 研究実施最終年度

###### (ア) 終了時評価用研究成果報告書

研究代表者は、終了年度において、研究開始から生研支援センターが指示する日までの研究の実施状況及び研究成果、達成目標に基づいた達成度を明確に示しつつ、研究成果発表の実績、特許権等の取得状況、研究成果の波及効果、研究成果の活用方法等について取りまとめた終了時評価用研究成果報告書を提出してください。本資料は、生研支援センターが開催する研究成果の評価を行う評議委員会による終了時評価の資料となります。なお、終了時評価用研究成果報告書については、事業実施期間全体の成果を踏まえて内容を加筆・修正し、事業実施期間終了後に生研支援センターへ提出してください。本報告書は非公開とします。

###### (イ) 研究成果報告書（最終版）

(ア) で作成した終了時評価用研究成果報告書（非公開）をもとに、公開すると特許等の取得や

論文作成上支障があると考えられる内容及び個人情報に係る部分を訂正・削除の上、研究成果報告書（最終版）を事業実施期間終了後に生研支援センターへ提出してください。具体的な様式については生研支援センターの指示に従ってください。

なお、本報告書は情報公開請求等の際に外部の閲覧に供するものです。

#### (ウ) 研究成果広報用資料

本事業は、広範な普及を目的としたものであることから、研究成果広報用資料は、研究成果のうち、対外的にアピールできる内容を中心として、一般の方にも分かりやすい記載で作成し、生研支援センターへ提出してください。

本資料は、生研支援センターが開催する研究成果発表会等において、来場者等に配布するほか、生研支援センターウェブサイトで公開します。

その他、研究成果の普及を目的とした資料を作成していただく場合があります。

### (2) メディア、学会、シンポジウム等における発表

#### ① 基本的な考え方

研究代表者及び研究実施責任者等（以下「研究代表者等」という。）は、本事業の研究内容や得られた研究成果について、メディア（新聞、テレビ等）・プレスリリース、学会、セミナー、シンポジウム、イベント等での発表、論文・雑誌への投稿、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等を行う場合、その概要を事前に生研支援センターに報告してください。

なお、得られた研究成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

また、研究内容及び成果に関する発表等を行う場合は、生研支援センターによる本事業に係る研究内容及び成果であることを明示してください。明示されていない場合には、本事業による研究内容及び成果として認めません。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、積極的な発表・普及に努めてください。

本事業の研究成果については、事業実施期間終了後、生研支援センターが、研究成果発表会や冊子等により公表します。その際、受託機関に協力を求めることがあります。また、事業実施期間終了後（5年を目途）における本事業に係る研究成果の発表等の取扱いも、事業実施期間中と同様です。

#### ② 発表に当たっての留意事項

##### ア 研究内容の発表

本事業の研究内容について、発表等を行う場合には、代表機関を通じて、「研究実施内容発表事前通知書（様式Ⅱ-1）」の電子ファイルを事前に生研支援センターに提出してください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究内容として認めません。

##### イ 研究成果の発表

本事業の研究成果について、発表先によって、様式が異なりますので、ご注意ください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究成果として認めません。

##### (ア) 学会への論文投稿、学会発表、雑誌への記事掲載等を行う場合

「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-2）」を原稿と併せて、事前に生研支援センターへメールで提出してください。

##### (イ) メディア（新聞、テレビ等）・プレスリリース・学会・セミナー・シンポジウムでの発表・論文・雑誌への投稿、パンフレット・ポスター作成、ウェブサイト等にされる場合

「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-3）」により、予定される掲載・報道内容を事前に生研支援センターへメールで連絡してください。なお、事前報告がなされていない場合には、原則、本事業による研究内容及び成果として認めません。

##### ウ プレスリリース

受託機関が本プロジェクトに係る研究内容または研究成果のプレスリリースを行う場合は、事前に「研究実施内容発表事前通知書（様式Ⅱ-1）」または「研究成果発表事前通知書（様式Ⅱ-3）」とプレスリリース案を生研支援センターへ提出してください。

生研支援センターは、以下のような場合に、必要に応じて、受託機関と同時に「プレスリリース（様式Ⅱ－５）」を実施することがあります。生研支援センターとの共同プレスリリースを希望する場合は、生研支援センターに早めに相談してください。

- ・ 研究成果が、国際的にトップクラスの学術誌(Nature, Science 等)に論文として掲載される場合
- ・ 研究成果が、今後の科学技術動向や社会・経済等に大きく寄与していくと見込まれる場合
- ・ 上記のほか、研究実施者が生研支援センターによるプレスリリースを希望する場合であって、生研支援センターが適当と認めた場合

#### エ 事業名の明示について

本事業等の名称については次のとおりとし、研究内容及び成果の発表等を行う場合は、統一的にこれらを使ってください。

- ・ 正式事業名称：革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）
- ・ 日本語事業略称：経営体強化プロジェクト
- ・ 英語事業名：the special scheme project on vitalizing management entities of agriculture, forestry and fisheries
- ・ 正式組織名称（日本語）：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター
- ・ 正式組織名称（英語）：Bio-oriented Technology Research Advancement Institution, NARO
- ・ 日本語組織略称：農研機構 生研支援センター
- ・ 英語組織略称：BRAIN

また、発表形態に応じて、それぞれ次の方法で本事業名等を記入（又は発言）するようお願いいたします。

#### (ア) 論文・雑誌への発表、パンフレット・ポスターの作成、ウェブサイトへの掲載等の場合

論文・雑誌・パンフレット、ウェブサイトの脚注又は謝辞において、本事業によるものであることを明記してください。

（和文例）本研究は生研支援センター「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」の支援を受けて行った。

（英文例）This research was supported by grants from the Project of the NARO Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (the special scheme project on vitalizing management entities of agriculture, forestry and fisheries)

#### (イ) 学会・シンポジウム・セミナー等での発表（ポスター発表を含む。）の場合

発表要旨やプレゼン資料において本事業によるものであることを明記するとともに、発表の際に口頭にて本事業によることを発言してください。ただし、スペースの都合等やむを得ない場合には、発表要旨に記入せず、口頭発言のみの対応でも可能とします。また、ポスター発表においても、本事業によるものであることを明記してください。

#### (ウ) 受託機関によるプレスリリース等その他の方法の場合

原則として、発表内容のいずれかの部分に、本事業によるものであることを明記してください。

#### オ 発表後の報告

発表後、論文の場合には当該論文又は当該論文を掲載した学術誌（又はその写し）を、学会発表の場合には当該学会のプログラム及び発表要旨（又はその写し）を、ポスター発表の場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物（又はその写し）を代表機関を通じて生研支援センターあてに1部提出してください。

また、発表内容がメディア（新聞、テレビ等）に報道された場合には、代表機関を通じて、当該発表内容が分かる資料を1部提出してください。なお、研究内容や研究成果がメディア（新聞、テレビ等）に報道される場合には事前報告を行うこととなっていますが、取材がなかった場合など、特段の事由により事前報告がなく報道された場合には、代表機関を通じて、「報道発表事後報告書（様式Ⅱ－３－②）」により事後報告を行ってください。

### ③ シンポジウム等の開催

研究代表者等が中心となって、本事業に関連したシンポジウム、セミナー・ワークショップ、研究会等を開催する際、主催者が生研支援センターとの共催名義の使用を希望される場合には、生研支援センターに事前に相談し、会合の趣旨、プログラム等を添付した「共催名義使用申請書(様式Ⅱ-4)」を開催の1ヵ月以上前に提出して承認を得てください。

### (3) アウトリーチ活動

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日付け科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員)

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)に沿って、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明すること(アウトリーチ活動)にも積極的に取り組んでください。

その際、満足度や難易度についてアンケート調査を行う等、当該活動の質の向上を心がけてください。

なお、上記基本取組み方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける研究者」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

### (4) 生研支援センター主催の発表

生研支援センターは、本事業の推進に当たって、国民に分かりやすい形で研究内容及び研究成果の情報提供を行うため、アグリビジネス創出フェア等を活用して、研究内容及び研究成果を発表します。また、事業実施期間終了後に研究成果発表会を開催し、試験研究計画の研究代表者等には、当該発表会において研究成果を発表していただくことがあります。

これらの開催時期、発表方法等は、別途連絡します。なお、事業実施期間終了後の開催の場合は、旅費等は生研支援センターで負担します。

### (5) 研究終了後のフォローアップ調査

#### ① 目的

事業実施期間終了後、地域戦略の実現状況や得られた研究成果の普及・活用状況等について、一定期間(2年・5年程度)経過した課題を対象にフォローアップ調査を実施する予定としています。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時等追加の調査を実施する場合があります。受託機関には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等の協力をお願いします。

#### ② 方法

本調査は外部に委託して実施します。本調査の実施に当たっては、研究代表者等に協力を依頼しますので、ご協力をお願いします。

#### ③ 調査項目

- ・ 研究の継続・深化・発展、研究成果の産業化等の状況
- ・ 関連分野への科学技術的、産業経済的、社会的な面等での波及効果 等

#### ④ 調査結果の公表

本調査の結果は、生研支援センターのウェブサイトで公表します。

## 3. 研究評価

### (1) 基本的な考え方

生研支援センターは、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。また、評議委員会による評価を踏まえ、運営管理委員会及び執行委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、委託研究費の配分等に反映されます。

研究代表者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成・取りまとめ及び発表等の協力をお願いします。評価時期、評価資料等の詳細については、生研支援センターから研究代表者に連絡します。

なお、研究評価の方法、研究評価の結果等については、個人情報等保護すべき情報に配慮しつつ、可能な限り公開するものとします。

## (2) 評議委員会の構成

評議委員会は「基礎的委託研究評議委員会運営規則」(平成15年10月1日付け15規則第45号)に基づき設置されるものであり、各研究分野の外部有識者等で構成します。評議委員会は研究代表者の提出書類、成果発表内容、質疑応答に基づき進捗状況を検討し、単年度評価及び終了時評価を行います。なお、事業の効率的な推進のため、体系別検討会における研究代表者からの研究成果報告を評議委員会における研究代表者の成果発表と兼ねて実施し、終了後、評議委員による評価を行うことができるものとします。その際、オブザーバーとして体系PO、生研支援センターが必要と認める者の参加を認めることとします。

## (3) 評価方法等

### ① 単年度評価 (研究実施終了年度を除く)

#### ア 対象試験研究計画

生研支援センターが指示した試験研究計画が対象です。

#### イ 評価方法

(ア) 単年度評価は試験研究計画毎に提出された研究成果報告書等をもとに、評議委員会において評価を行います。

(イ) 評議委員会委員長は、評価結果を生研支援センターに報告します。また、生研支援センターは評価結果を研究代表者へ通知するとともに、評価結果の概要を生研支援センターのウェブサイトに掲載・公表します。

#### ウ 評価用資料の提出

研究代表者は、生研支援センターの指示する時期までに、評価資料として、2の(1)の②のアで作成する研究成果報告書等を生研支援センターへ提出します。

なお、評議委員会等の結果を踏まえ、当該年度における事業実施期間終了時までの研究成果を含めた修正版を作成し、生研支援センターの指示に基づき、再提出していただきます。

### ② 終了時評価

#### ア 対象試験研究計画

事業実施期間の最終年度に該当する課題が対象です。

#### イ 評価方法

(ア) 終了時評価は、試験研究計画毎に提出された終了時評価用研究成果報告書等をもとに、評議委員会において評価を行います。

(イ) 評議委員会委員長は、評価結果を生研支援センターに報告します。また、生研支援センターは評価結果を研究代表者へ通知するとともに、評価結果の概要を生研支援センターのウェブサイトに掲載・公表します。

#### ウ 評価用資料の提出

研究代表者は、生研支援センターの指示する時期までに、評価資料として、2の(1)の②のイの(ア)で作成する終了時評価用研究成果報告書等を作成し、生研支援センターへ提出します。

なお、評議委員会等の結果を踏まえ、事業実施期間終了時までの研究成果を含めた修正版を作成し、生研支援センターの指示に基づき、再提出していただきます。

## 4. 事業実施期間終了後の責務

事業実施期間終了後も、引き続き受託機関には次の義務がありますので、ご留意ください。

- ・帳簿等の保管 (委託契約期間が終了した日が属する年度の次年度4月1日から起算して5年間)
- ・取得財産の適正な管理 (対象事由が消滅するまで)
- ・特許権等の適正な取扱い (対象事由が消滅するまで)
- ・事業の調査 (対象事由が消滅するまで)
- ・不適正な経理処理、研究活動の不正行為等に対する措置 (対象事由が消滅するまで)
- ・事業実施期間終了から一定期間経過後に行うフォローアップ調査、成果普及、アウトリーチ活動への

協力（対象事由が消滅するまで）

## 5. その他

### (1) 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に指定されています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。  
※ 5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「S B I R特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（S B I R）についての説明等は、S B I R特設サイトを御覧ください。  
(<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>)

### (2) 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け18農会第307号農林水産技術会議事務局長通知）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

([http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html))

## III 提出書類の様式等

本実施要領に係る各様式については、生研支援センターのウェブサイトに掲示しますので、下記のアドレスをご参照ください。

URL：[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic\\_research/common\\_form/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic_research/common_form/index.html)

## IV 契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い

契約事務及び研究成果に係る知的財産権の取扱い等については、以下の「収益納付」を除き、別に定める「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」によるものとします。同要領は、下記のウェブサイトに掲示します。

URL：[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic\\_research/common\\_form/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/basic_research/common_form/index.html)

### ・収益納付

事務処理関係編のⅡの7の「収益納付」については、該当する場合は同要領に基づき、(1)の計算式により、所定の額を納付していただきますが、本プロジェクトでは収益納付の対象となる期間が事業実施期間中としています。

### ○本実施要領への問い合わせ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

経営体強化プロジェクト事務局

（本プロジェクトのURL：<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/index.html>）

住 所 〒210-0005

神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング16階

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

TEL : 044-276-8720

FAX : 044-276-9143

E-mail : keiei-kyouka@ml.affrc.go.jp

受付時間 : 9:30~12:00、13:00~17:00 (土、日、祝日を除く。)